

戦争を回避せよ！ 「在日米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本的見直し」を 実現する日出生台シンポジウム IN 別府

連合九州ブロック連絡会は、1月27日(土)大分県別府市ピーコンプラザにおいて日出生台シンポジウムを開催し、九州からおよそ750名、連合熊本から39名が参加しました。今年は実弾演習が行われないこと、昨年は悪天候であったことから参加者の安全を最優先に考慮し、河川敷での集会ではなく屋内での「シンポジウム」形態で行われました。連合は世界平和の実現のため「在日米軍基地の整理縮小」と「日米地位協定の抜本的見直し」に取り組む方針を掲げ、九州ブロック連絡会は地方の運動課題を地方から発信し、連合全体の運動であると考え、1999年から集会やシンポジウムの開催を主催しています。連合大分の藤本事務局長の開会あいさつの後、地元実行委員会のみなさんが壇上にあがり、日

出生台の自然と平和への願いを、詩の朗読と歌で表現しました。続いて、主催者代表として連合九州ブロック連絡会藤田代表幹事、連合本部代表として北野副事務局長が挨拶しました。

続いて、衆議院議員の屋良朝博氏が「戦争を回避せよ」と題して講演をおこないました。屋良氏は「世界で一番アメリカ軍を受け入れているのは日本である。それをいつまで続けるのかと

ような、現実的かつ具体的な日米間の議論がそろそろ必要ではないか。その議論をリードするのは連合であり、それを動かすのは政治である」と語りました。最後は、連合大分の石本会長の団結ガンパロウで集会を締めくくりました。

来年は現地での実弾射撃演習がおこなわれる見通しで、集会は地元玖珠町での開催が予定されています。



講演をされた屋良朝博議員



熱心に聞き入る参加者



地元実行委員会のみなさん



全員で団結ガンパロウ



熊本からの参加者

～各地協より 2024メーデー 開催のご案内～

地協名	肥後有明	菊池阿蘇	熊本	天草宇城上益城	県南	人吉球磨
開催日時	4月27日(土) 9時30分	4月27日(土) 10時	4月27日(土) 10時		4月28日(日) 10時30分	4月28日(日) 10時30分
開催場所	グリーンランド (荒尾市)	大津町生涯学習センター (菊池郡大津町)	グランメッセ熊本 (上益城郡益城町)		桜十字ホールやつしろ (八代市)	相良村総合体育館 (球磨郡相良村)

編集後記

連合熊本女性委員会3.8国際女性デー行動に、青年委員会と一緒に参加しました。毎年、女性委員会と連携してアピール行動を行っています。

先日、米務省の「世界の勇敢な女性」に日本人女性が選ばれました。沈黙することなく、みずからの被害を实名で告発したことが、あらゆる女性に大きなチャンスを与えたと称賛されたのは、記憶に新しいところです。

一方、「家庭の大黒柱」プレッシャーや「男の子は強くたくましく」という意識の植えつけ、「男は仕事」という性別役割分担意識に、生きづらさを感じている男性も少なくないそうです。女性からのジェンダー平等の要求は、花開きつつありますが、男性が自由に自分らしく生きるためには、女性側からの側面的な支援も必要かもしれません。国際男性デーは11月19日です。(Nami)

Topics RENGOKUMAMOTO

第95回メーデー熊本県中央祭典



連帯の力で平和と人権を守り

誰もが安心して暮らせる新たなステージへ！

被災地の復旧・復興に向けて

みんなで支え合い 助け合おう！

日時:2024年4月27日(土)10:00～13:00
場 所:グランメッセ熊本(上益城郡益城町)
主 催:連合熊本・熊本地域協議会・天草宇城上益城協議会

今後の主なスケジュール

- 3月25日 連合熊本 第3回委員選考委員会
- 〃 連合熊本第5回執行委員会
- 〃 労福協役選考委員会・連合熊本委員選考委員会合同会議
- 28日 連合熊本第2回中小地場共闘センター会議
- 4月4日 連合熊本 第5回女性委員会幹事会
- 17日 連合熊本第6回執行委員会
- 〃 連合熊本第2回構成組織・地協代表者合同会議
- 〃 連合熊本第2回地協議長・事務局長会議
- 23日 連合熊本第3回中小地場共闘センター会議
- 27日 第95回メーデー熊本県中央祭典



くらしをまもり、未来をつくる

連合熊本

3811 情報

発行 日本労働組合総連合会
熊本県連合会
発行・編集人 山本 寛
〒862-0976
熊本市中央区九品寺1丁目17-9
☎(096)375-3811 FAX (096)375-3017
印刷所 株式会社 チューイン
2024年3月22日発行 No. 378

みんなで賃上げ。ステージを変えよう！

2024春季生活闘争勝利総決起集会 700人が参加



連合熊本
西副会長



出口しんたろう
予定候補



橋村りか
予定候補



笹本ゆきこ
予定候補



自動車総連
黒木議長



運輸労連
奥山副委員長



乗富女性委員長

連合熊本は2月22日(木)辛島公園多目的広場にて、2024春季生活闘争勝利総決起集会を開催し、構成組織・地域協議会から700人の組合員が参加しました。当日は同時刻において、連合本部をはじめ全国の多くの地方連合会においても集会が開催されました。

雨が降るなか、集会は連合熊本山本事務局長の司会で始まり、主催者を代表して、連合熊本西副会長(連合熊本中小地場共闘センター長)が「2024春季生活闘争は、まさに社会を変える正念場であり、これまでになく賃上げの機運は高まっています。それぞれの労使の交渉に弾みがつくことを期待します」とあいさつしました。続いて、福祉事業団体・政党・連合熊本推薦議

員団の紹介のあと、次期衆議院議員選挙予定候補の3名があいさつ、続いて2つの産別の代表者が2024春季生活闘争への決意表明を行いました。

自動車総連熊本地方協議会の黒木議長は、今期春闘で大手企業3社から、満額回答を得られた現時点での回答状況に触れ「産業全体の賃金改善に向けて十分な回答が得られるよう、連携を取りながら全力で取り組みます」と決意を語りました。

続いて、運輸労連熊本県連合会の奥山副委員長は、2024年4月からドライバーの総労働時間が短縮されることで、物流停滞など国民生活や経済活動への影響が懸念される現状をふま

「2024春闘を持続可能な運輸産業の再構築に向けた戦いと位置づけ、エッセンシャルワーカーにふさわしい賃金、労働条件の確立をめざし取り組みを展開します」と熱く宣言しました。

最後に、連合女性委員会の乗富委員長が集会アピールを読み上げて採択、連合熊本西副会長(連合熊本中小地場共闘センター長)による団結ガンパロウで集会を閉じました。

連合熊本は「みんなで賃上げ。ステージを変えよう！」を今次闘争スローガンに、すべての労働者が十分な賃上げとなるよう、構成組織・地域協議会と一体となって最後の最後まで取り組みます。



多くの組合員が結集



さあ、団結用意！



春闘勝利に向けて 団結ガンパロウ



推薦議員団のみなさん

春闘勝利におきて たすきをつなげ!

2024春季生活闘争勝利! 第31回産別・地協対抗駅伝大会

連合熊本は、3月3日(日)山鹿市菊鹿町の歴史公園鞠智城にて、連合熊本2024春季生活闘争勝利! 第31回産別・地協対抗駅伝大会を開催し、構成組織、福祉事業体から33チームが参加しました。今回は公園のなかを、鞠智城のシンボル「鼓楼(八角形建物)」や「米倉」「兵舎」を眺めながら走るコース。晴天にめぐまれ、初春の鞠智城をランナーが健脚を競いました。

肥後有明地協の入江事務局長の進行で開会式が始まり、肥後有明地協の馬場議長、主催者代表として連合熊本友田会長、早田山鹿市長からの地元歓迎のあいさつ、続いて連合推薦議員団、福祉事業体からのご来賓、次期衆院選予定候補3名の紹介がありました。昨年優勝した自治労(県職労)から優勝カップの返還があり、続いて自治労A(県職労)の早田知也選手による選手宣誓をおこないました。鞠智城マスコットキャラクターのころろ君も応援に

駆けつけ、開会式に参加した選手と一緒に「ころろ君体操」で選手は緊張した体をほぐしました。

友田会長の号令で一斉にスタートした選手たちは、それぞれのコースを走り抜け、参加したチーム全員がタスキをつなぎました。沿道では、仲間や家族がランナーに拍手とエールを送り、次々とチームがゴールするなか、最終ランナーの到着を爆竹が知らせました。優勝は自治労Aチーム(県職労)で、今回で三連覇を飾りました。

閉会式では、結果発表と賞品の授与のあと、連合熊本山本事務局長が総括をおこない、馬場議長の団結ガンバロウで今年の駅伝大会を締めくくりました。今回大会の開催にあたり、事前の準備と当日の運営に携わってくださった肥後有明地協のみなさま、大変お疲れさまでした。来年は、天草宇城上益城地協管内で開催予定です。

【結果】連合熊本第31回産別・地協対抗駅伝大会

順位	チーム名
1	自治労A(熊本県職)
2	基幹労連A(ジャパンマリユニテッド有明労組)
3	人吉球磨地協(自動車総連九州武蔵精密労組)
4	人吉球磨地協(あさぎり町職)
5	自動車総連A(本田労組)
6	JAM B(アーレスティ熊本熊本労働組合)
7	自動車総連B(ヤマハ熊本プロダクツ労組)
8	菊阿地協E(大津町役場職員組合)
9	電機連合B(ルネサスグループ連合川尻地区支部)
10	交通労連B(全産交労組)
11	基幹労連B(ジャパンマリユニテッド有明労組)
12	紙バ連合B(日本製紙労組八代支部)
13	天草宇城上益城地協B(宇城市職労)
14	菊阿地協D(菊池市職労)
15	森林労連(林野労組)
16	電機連合G(ATJ労組・MSU労組合同)
17	UAゼンセンA(東京応化工業労組阿蘇支部)
18	電力総連A(混成)
19	交通労連A(全産交労組)
20	電機連合D(三菱電機労組熊本支部A)
21	自動車総連C(混成)
22	JAM A(ヒラタユニオン)
23	電機連合A(パナソニック インダストリー労組 宇治支部 熊本分会)
24	自治労連A(熊本市役所第一職労)
25	国公連合B(全農林熊本分会)
26	県南地協A(混成)
27	全労金熊本支部A(労金)
28	情報労連A(NTT労組)
29	全労金熊本支部B(労金)
30	こくみん共済coop(全労済労組)
31	電機連合E(ルネサスグループ連合錦地区支部)
32	UAゼンセンE(フランソア労働組合)
33	電機連合C(オムロングループ労連)



友田会長



馬場議長



早田山鹿市長



選手宣誓
自治労の早田知也選手



昨年優勝チーム(自治労県職労)による優勝カップ返還



よーいドン!一斉にスタート



あとはまかせた!



勝者はどちら?



自治労一位でゴール



沿道からエールを送ります



ころろ君もお手伝い



優勝カップの授与



優勝の自治労Aチーム



33チームが集結

3.8国際女性デー熊本行動

誰もが自分らしく輝ける、多様性のある社会をめざして

連合熊本女性委員会

連合熊本女性委員会は、3月2日(土)下通りアーケードにて「3.8国際女性デー熊本行動」を行い、女性委員会から9名、青年委員会から2名が参加しました。3月8日は、1857年3月8日にニューヨークにおいて、女性の低賃金・長時間労働への抗議行動が行われたことを起源とする「国際女性デー」であり、女性の政治的自由と平等のために行動する記念日として、連合は1996年から春季生活闘争の取り組みの一つとして、全国で統一行動を実施しています。

世界各国のジェンダー平等推進の取り組みが進んでいますが、昨年公表されたジェンダーギャ

ップ指数は、日本は146カ国中125位と先進国で最下位となっています。

乗富女性委員長がアピール文を読み上げるなか、国際女性デーを周知するチラシと、女性の尊厳や人権の確保を表すシンボルとされているバラの香りの入浴剤500セットを道行く人に配布しました。同時に、熊本市内を街宣カーで走る街宣行動も行いました。

当日はマスコミの取材もあり、翌日の紙面にも掲載されました。連合熊本は、男女平等参画を進め、誰もが自分らしく輝ける多様性のある社会をめざして取り組みます。



アピール文を読み上げる乗富委員長



参加した女性委員会のみなさん



連合街宣カーも出発!



能登半島地震カンパもおこないました



青年委員会も行動に参加

JR熊本駅にてサブロクの日をアピール

「時間外勤務をさせるには36協定の締結が必要です」

熊本労働局、熊本県社会保険労務士会、熊本県経営者協会と連携

連合は、長時間労働を是正し、すべての職場でより良い働き方を実現するために、2018年に3月6日を「36(サブロク)の日」と設定し、一般社団法人・日本記念日協会により認定、登録されました。労働基準法第36条「時間外・休日労働に関する協定」、いわゆる「36(サブロク)協定」にちなんでこの日を記念日としたもので、企業が従業員に残業させるために締結が必要不可欠な36協定をより多くの企業に浸

透させることを目的としています。このことから連合熊本も熊本労働局、熊本県社会保険労務士会、熊本県経営者協会と連携して、3月6日(水)の午前7時30分からJR九州熊本駅白川口においてサブロクの日取り組みを行いました。36協定の必要性が記載されたチラシを入れたポケットティッシュを1000個準備し、仕事に向かう労働者や学校に登校する子どもたちに「今日はサブロク協定の日です」と

声をかけながら手渡ししました。受け取った人の多くは、「時間外勤務をさせるには労使による36協定の締結が必要です」という言葉を読みながら、36協定の必要を理解していただいているようでした。

連合熊本は引き続き36協定の必要性の周知をはじめ、時間外労働の縮減、より良い働き方の推進に努めてまいります。

【労働基準法(抜粋)】

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

※36条第2項以降で時間外労働をさせることができる労働者の範囲や時間の範囲等が規定されています。



関係組織の方とも連携



参加したみなさん



松本職員(手前)も頑張りました

みんな賃上げ。ステイジを変えよう